

1.7 幼稚園教諭免許状取得の特例による取得方法（法附則第18項）

保育士等の勤務経験と単位修得をもとに、幼稚園教諭免許状を取得する方法です。
令和7年3月31日まで（予定）の特例措置です。

※ 令和2年3月31日までの特例措置でしたが延長されました。

（1）基礎資格

- 1種 学士及び保育士の資格を有すること
対象施設での保育士等の実務経験 3年かつ4,320時間以上
- 2種 保育士の資格を有すること
対象施設での保育士等の実務経験 3年かつ4,320時間以上

（2）修得すべき単位数と内訳

| 教科及び教職に関する科目 | | | 必要単位 | |
|--------------|-------------------------------------|---|------|----|
| | 科目名 | 各科目に含めることが必要な事項 | 1種 | 2種 |
| 第2欄 | 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 科目 領域に関する専門的事項 | — | — |
| | | 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）※1 | 2 | 2 |
| 第3欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | | |
| | | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） | 2 | 2 |
| | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）※2 | 2 | 2 |
| | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程 | — | — |
| | | 特別の支援を必要とする幼児、及び生徒に対する理解 | — | — |
| | | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | 1 | 1 |
| 第4欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）※1 | ☆ | ☆ |
| | | 幼児理解の理論及び方法 | 1 | 1 |
| | | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | — | — |
| 5欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | — | — |
| | | 教職実践演習 | — | — |
| 6欄 | 大学が独自に設定する科目 | | — | — |
| 合 計 | | | 8 | 8 |

※1 第2欄「保育内容の指導法」には、第4欄「教育の方法及び技術」を含んで修得すること。

※2 日本国憲法（とりわけ第26条（教育を受ける権利））の内容を含んで修得すること。